

江南市農地防草シート設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農地の適正な保全のため雑草等の繁茂を防ぐことを目的として、一時的に農地へ防草シートを設置する者に対して交付する江南市農地防草シート設置費補助金（以下「補助金」という。）について、江南市補助金等交付規則（昭和31年規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、下記に定めるところによる。

(1) 防草シート 農地等に設置することで雑草等の成長を妨げることを目的とした、ポリプロピレンやポリエステル等の合成繊維を主材料としたシート

(2) 農地 登記地目が田もしくは畑である土地

(補助金の交付)

第3条 市長は、市内に存する農地について第1条に定める目的のため防草シートを設置する土地所有者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

(1) 認定農業者及び認定新規就農者

(2) 市税を滞納している者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

3 補助金の交付は防草シートを設置する土地所有者1人につき同一年度に1回とし、この要綱に基づく補助金の交付を受けた当該農地については、補助金の交付後、5年間は再度補助金の交付対象としない。

4 農業経営基盤強化促進法による利用権が設定された農地については、補助金の交付対象としない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、防草シートを設置した農地面積に応じた当該年度の4月1日以降に購入した防草シートの費用とする。

（補助金額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、10㎡あたり730円を上限額とし、かつ1件あたり43,800円を上限額とする。

（交付の申請及び実績報告）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（1）補助対象経費の領収書

（2）設置場所の案内図

（3）設置面積求積図（1筆全てを補助対象とする場合は、敷地面積に代えることができる）

（4）設置後の状況が確認できる写真

（5）その他市長が必要と認める書類

（交付決定等）

第7条 市長は、前条の申請があったときはその内容を審査し、相当と認めるときは補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を行わないことを決定したときは、その旨を補助金不交付決定通知書（様式第3）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに請求書（様式第4）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書に基づき、補助金を交付するものとする。

（検査等）

第9条 市長は、補助事業に関して必要があると認めるときは、交付決定者に対し、補助金の交付に関し必要な事項について報告を求め、検査し、又は

指示することができる。

2 交付決定者は、前項の規定により報告を求められた場合又は指示があった場合は、市長の求めに応じなければならない。

(交付決定の取消)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第3条第2項に規定する要件に該当することが判明したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1（第6条関係）

補助金交付申請書兼実績報告書
（江南市農地防草シート設置費補助金）

年 月 日

江南市長 様

申請者
郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

補助金の交付を受けたいので、江南市農地防草シート設置費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

なお、交付申請審査において、市税の納付状況を調査すること及び防草シートの設置状況・設置面積を市が現地に立入り検査することに同意します。

記

交付申請額	金 円
設置場所	江南市
設置面積	m ²

添付書類

- （1）補助対象経費の領収書
- （2）設置場所の案内図
- （3）設置面積求積図（1筆全てを補助対象とする場合は、敷地面積に代えることができる）
- （4）設置後の状況が確認できる写真
- （5）その他市長が必要と認める書類

(裏面)

誓約書

申請に当たり、次の事項を確認し遵守することを誓約します。

誓約事項 (□に✓を入れてください)

- 1. 農地の適正な管理のため雑草等の繁茂を防ぐことを目的とした設置であること
- 2. 認定農業者及び認定新規就農者でないこと
- 3. 市税の滞納がない者であること
- 4. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有している者でないこと
- 5. 申請内容に虚偽があった場合は、市に対して補助金を返還すること

様式第2（第7条関係）

補助金交付決定通知書兼確定通知書
（江南市農地防草シート設置費補助金）

年 月 日

様

江南市長

年 月 日付けで交付申請のあった江南市農地防草シート設置費補助金については、下記のとおり交付することを決定し、確定しましたので通知します。

記

- 1 補助金交付決定額・確定額 金 円
- 2 補助対象設置面積 m²
- 3 交付条件
 - （1）市長が必要と認める場合、報告を求め、検査し、指示することがあります。
 - （2）この補助金の要件を満たしていないことが判明したとき、虚偽の申請、その他不正な手段により助成を受けたと認められるときは、補助金の交付決定を取り消し、補助金の全部又は一部を返還していただくことがあります。

様式第3（第7条関係）

補助金不交付決定通知書
（江南市農地防草シート設置費補助金）

年 月 日

様

江南市長

年 月 日付けで交付申請のあった江南市農地防草シート設置費補助金については、下記の理由により交付しないことに決定したので、江南市農地防草シート設置費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、通知します。

記

理 由

様式第4（第8条関係）

請求書

年 月 日

江南市長 様

住 所
氏 名

年 月 日付けで交付決定通知を受けた江南市農地防草シート設置費補助金について、下記のとおり請求します。

1. 請求金額 金 円

2. 振込口座

振 込 先 口 座	銀 行 信用金庫 農 協				本 店 支 店 出張所	種 目	口座番号					
						1 普通預金						
	金融機関コード		支店コード		フリガナ	2 当座預金						
						口座名義人						